

副
本

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件

直送済

原告 槌田 敦

被告 国立大学法人東京大学 外2名

答 弁 書

平成22年2月16日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目3番地 カコビル3階

清水法律事務所(送達場所)

被告ら訴訟代理人弁護士 清 水 幹 裕

同 溝 内 健 介

電 話 03-3359-3300

FAX 03-3359-3303

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「はじめに」について
否認ないし争う。

2 「第1, 当事者」について

- (1) 同1の事実中, 原告が被告国立大学法人東京大学(以下「被告東京大学」という。)大学院物理課程の博士課程に在籍していたこと, 退学後被告東京大学理学部の助手となったこと, 被告東京大学において博士号を取得したことは認め, その余は不知。
- (2) 同2の事実中, 被告山本政一郎が当時被告東京大学の職員であったことは否認し, その余は認める。

3 「第2, 本件訴訟の背景」について

被告東京大学が原告外の科学者または評論家としての名誉を毀損したとの主張は否認ないし争い, その余は地球温暖化問題についての原告の見解・意見であるため認否に及ばない。

なお, 現在起きている地球温暖化の主な要因を産業革命以降の人為的な二酸化炭素の排出と考える見解, このような考え方や地球温暖化対策の重要性に対し懐疑的あるいは否定的な見解が存在することは認める。

4 「第3, 『科学者としての名誉』に対する名誉毀損の成立」について

被告東京大学が「地球温暖化懐疑論批判」と題する書籍を発行したこと, 同書籍の「はじめに」「本稿の目的」において「今なお人為的排出二酸化炭素温暖化説の信頼性や温暖化問題の重要性に対して懐疑的あるいは否定的な議論には, 次のような特徴を持つものが多い。」として原告指摘の9項目の特徴が挙げられていることは認め, その余は否認ないし争う。

- (1) 上記書籍「はじめに」「本稿の目的」には, 以下のような記載がある(乙1)。

「地球温暖化問題に関しては, 多くの不確実性が残っている。しかし, 温暖化の人為的要因や対策の必要性に関して, これまでの知見や実状を無視するかのような議論も散見される。したがって, 様々な論点を整理し, 新たな知見や現在の状況などを紹介することによって, 温暖化問題に関す

る建設的な議論を推進することの重要性は高いと思われる。

そのため、本稿では、現在起きている温暖化の要因を、産業革命以降の人為的な二酸化炭素の排出を主な要因とする考え方や温暖化対策の重要性などに対して、懐疑的あるいは否定的な言説となっている槌田（1999, 2004, 2005a, 2005b, 2006, 2007, 2008）、薬師院（2002）、・・・赤祖父（2008, 2009）などを中心に、彼らの温暖化に関する主な議論への反論を以下のような5つの章に分けて整理した。」

この記載は、既に社会に公表されている原告外の見解に対して反論・論評を行うにあたり、その対象を明確にするための記載であり、科学の文献における当然の作法である。

原告外を名指しして、誹謗、中傷、侮辱、個人攻撃したものではなく、この記載が原告の社会的評価を低下させるものでないことは明らかである。

- (2) 同「本稿の目的」には、今なお人為的排出二酸化炭素温暖化説の信頼性や温暖化問題の重要性に対し懐疑的あるいは否定的な議論の特徴として9項目が挙げられているが、この部分は、懐疑的あるいは否定的な見解が存在することを前提に、同見解に対する反論・論評を記載した部分であって、原告外を名指しして、誹謗、中傷、侮辱、個人攻撃しているわけではない（乙1）。

すなわち、この記載が原告の社会的評価を低下させるものでないことも明らかである。

学者が自説と異なる見解に反論し、その論拠を挙げることはあまりにも当然のことであり、それなくして学問の発展はあり得ない。

自説に反論され、その論拠を挙げられたことをもって「名誉毀損」などとする原告の主張は、それ自体失当である。

- (3) 「地球温暖化懐疑論批判」の内容は、地球温暖化問題という公共の利害に関する事項についての論評を主題とする意見表明であり、その目的は専ら公益を図ることにあり、その前提とする事実は主要な点で真実であり、原告の

人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでもない（乙1）。

したがって、名誉侵害の不法行為が成立しないことは明らかである。

5 「第4、被告東京大学の極めて重大な責任」について

原告からの手紙（甲9の2）に対し被告東京大学が返答しなかったことは認め、原告が指摘するブログの存在及び内容については不知、その余は否認ないし争う。

6 「第5、被告東京大学IR3S/TIGSおよびその監督者である東京大学の不誠実な対応」について

原告からの手紙に対し東京大学サステイナビリティ学連携研究機構（IR3S）名で返答したこと、東京大学名で返答しなかったことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、東京大学サステイナビリティ学連携研究機構名での返答の内容は「槌田さんがどのように反論されるかは御自由ですが、我々の機構の研究成果として発表することは出来かねます。」というものであった（甲8の2）。

本件は地球温暖化問題という公共の利害に関する事項についての見解の相違からくる問題であり、異なる見解をもつ当事者どうしが自由に批判・論評しあうことで議論を深化させていくべき問題であると考えられる上、上記のとおり東京大学サステイナビリティ学連携研究機構名で既に返答していたことから、東京大学名で重ねて返答することはしなかった。

7 「第6、原告の損害」について

否認ないし争う。

8 「第7、『回答書』の出版・無料配布と謝罪広告」について

否認ないし争う。

9 「第8、結語」について

争う。